

学校法人聖ヨゼフ学園日星高等学校教育備品拡充助成基準

公益財団法人舞鶴文化教育財団

1. この助成は、舞鶴市内の唯一の私立高等学校（以下、学校という）は、第二次大戦の混迷期から、一貫して女子生徒の情操や道德面の教育に力点をおき、大きな成果をあげ、かつ高等看護専門コースも併設され、さらに男子生徒も受け入れ、広範な教育推進に専念している同校に対し、教育備品拡充を支援することを目的とする。
2. 助成の対象となる教育備品等
 - 1) 吹奏楽団が使用する楽器
 - 2) 吹奏楽団が使用する楽器の修理費用
 - 3) 教育用図書・DVD教材
 - 4) その他教育に役立つ器材等
3. 助成金額
 - 1) 助成金は、年間70万円以下とする。
 - 2) ただし、それを超えるものであっても、事前に学校からの要請があり、当財団の理事会において必要と判断され、かつ予算の裏づけがある場合には、この限りでない。
4. 助成金の交付及び審査
 - 1) この助成は、学校からの交付要申請に基づき実施する。学校長は、助成金の交付を受けようとする場合には、理事長に対し、助成金交付申請書及び関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
 - 2) 理事長は、前項の助成金交付申請書の提出があった場合には、理事会に諮った上で、前条までに定める内容を審査し、助成すべきものと認めた場合には、助成金の交付を決定する。
5. 助成金の交付方法

前条により助成金交付が決定された場合には、当財団は、助成の対象品を購入した上で、交付目録を作成し、贈呈式を経て学校に贈呈するものとする。